



# 東大和市 産後ケアのご案内



産後ケア事業とは、「出産後、自宅に帰っても家族の手伝いがない」「授乳がうまくいかない」「体調がよくない」など出産後にサポートが必要なお母さんが、委託施設等で助産師などの専門家からケアやアドバイスなどが受けられる事業です。

## ★利用できる方

1. 東大和市民
2. 産後1年未満のお母さんと赤ちゃん
3. 体調不良や授乳・育児に不安のある方など産後ケアを必要とする方

※医療処置が必要な方、感染症の疑いがある方は利用できないことがあります。  
 ※赤ちゃんが入院している場合や、流産、死産をされた産婦さんの利用も可能です。  
 ※訪問型は産後5か月未満のお母さんと赤ちゃんが対象です。

## ★産後ケアの内容




- お母さんへのケア ※日帰り型・宿泊型は食事の提供があります。  
 (育児手技への支援・相談、授乳指導、沐浴指導、産後の心身に関する相談など)
- お子さんへのケア  
 (体重測定、栄養健康状態のチェックなど) ※離乳食の提供は行っていません。

## ★利用の種類

| 種類   | 利用者負担額                | 提供時間                   | 利用可能日  | 利用上限                           | その他                                   |
|------|-----------------------|------------------------|--------|--------------------------------|---------------------------------------|
| 宿泊型  | 1回6,000円<br>双子：8,000円 | 午前10時～翌日10時            | 土日祝日可能 | 7回まで<br>うち<br>宿泊3回まで<br>訪問4回まで | 提供時間、利用可能日は施設により異なります。詳細は各施設へご確認ください。 |
| 日帰り型 | 1回2,000円<br>双子：3,000円 | 午前10時～午後4時             |        |                                |                                       |
| 訪問型  | 1回1,000円<br>双子：1,500円 | 午前9時～午後4時<br>1日1回90分以内 | 平日のみ   | 双子の場合上限10回まで(うち入所5回、訪問6回まで)    |                                       |

- 市民税非課税世帯、生活保護受給者世帯、中国残留邦人等自立支援法に基づく給付受給世帯の方は利用料が免除されます。詳細はお問合せください。
- 利用上限回数を超過して利用した場合には、全額自費負担の利用となりますのでご注意ください。

## ★利用案内(宿泊型・日帰り型)

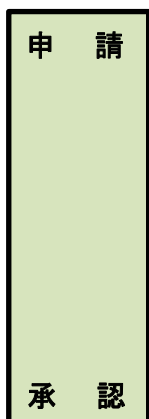
|        | 東大和助産院   | 阿部産婦人科                         | 永井産婦人科病院   | 武蔵村山病院   | 産後ケアハウスKuu   |
|--------|--|--------------------------------|--|--|--|
| 住所     | 東大和市<br>新堀2-1496-29  | 東大和市<br>中央2-1043-14            | 立川市<br>幸町4-27-1  | 武蔵村山市<br>榎1-1-5                                  | 東村山市<br>久米川町4-21-33  |
| 提供サービス | 宿泊・日帰り   | 一時休止中<br>再開の際は市ホームページでお知らせします。 | 宿泊・日帰り   | 宿泊・日帰り   | 日帰り  |
| 対象者    | 産後1年未満   |                                | 宿泊：産後31日未満<br>日帰り：産後4か月未満  | 宿泊：産後8週未満<br>日帰り：産後4か月未満                         | 産後1年未満   |
| 予約方法   | Web予約<br> |                                | Web予約<br> | 電話<br>042-566-3111<br>※予約受付時間：9時～17時(月～土曜 祝日は除く) | Web予約<br> |

- 各施設にて、出産の状況や現在の状況等を聞き取りさせていただきます。
- 施設により受け入れ可能な月齢が異なりますので、ご注意ください。

## ★利用案内(訪問型)

希望の方は、子ども家庭センター母子保健係（042-565-5212）へご連絡ください。  
担当訪問員を調整します。

## ★利用方法



### 1 利用申請（来所または電子申請）

①子ども家庭センターへ「産後ケア事業利用登録申請書」を提出。母子健康手帳をお持ちください。  
申請書類は、市ホームページからダウンロードできます。また、子ども家庭センターにも用意しています。  
**（必要に応じて市民税非課税証明書の提出が必要になる場合があります。）**

### ②電子申請



こちらの2次元コードを読み取り、入力をお願いします。  
母子健康手帳の表紙のアップロードが必要です。

※妊娠28週以降で申請可能。

※状況確認のため、お電話をさせていただく場合があります。

### 2 申請内容を確認し、「産後ケア事業利用承認通知書」をお送りします。

※申請から利用承認通知書の送付まで2週間程度かかる場合があります。  
早めに利用希望がある場合は、電話でお問合せください。



## 予 約

お手元に「産後ケア事業利用承認通知書（利用者番号）」をご準備いただき、  
利用希望日の5日前までに利用希望の施設へ直接ご予約ください。  
※施設の状況により利用できない日があります。早めにお問合せください。  
訪問型を希望の方は、子ども家庭センター母子保健係へご連絡ください。

## 利 用

「産後ケア事業利用承認通知書」「母子健康手帳」を持参してください。

産後ケアを利用時に、施設もしくは訪問員に利用者負担額をお支払いください。

※利用日2日前以降のキャンセルについては、1回利用したものとみなします。自己都合による

キャンセルは、キャンセル料が発生する場合がありますので、早めに施設へ連絡をしてください。

※利用中は各施設のルールに従ってください。

※ご利用後、利用承認通知書に添付されている2次元コードを読み取りアンケートへのご協力をお願いします。

## ★持ち物

各施設によって異なりますので、利用時にご確認ください。離乳食が開始されている場合はお持ちください。

### 【 問合せ先 】

子ども家庭センター 母子保健係（東大和市立保健センター内）

開所時間：8：30～17：15（土、日、祝日、年末年始は除く）

電 話：042-565-5212

F A X：042-561-0711

メール：karugamo@city.higashiyamato.lg.jp

